



1. 人権・労働

(1) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメントをはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。

(2) 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。

(3) 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

(4) 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない。

(5) 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

(6) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。また、18歳未満の若年従業員を深夜業や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

(7) 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間での協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。

2. 環境

(1) 環境汚染物質の管理

大気・水質・化学物質排出など環境保全に関する法令等を遵守し、また必要に応じて自主基準を設けて更なる改善を行う。

(2) 廃棄物の削減・管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えるよう努める。

(3) 資源・エネルギーの効率的利用および温室効果ガス排出量の削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

(4) 水資源の効率的利用

水資源の適正かつ効率的な利用により、使用量の継続的な削減を図る。また人の活動および環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環へ配慮する。

(5) 生物多様性への配慮

生物多様性への配慮を通じ、自然との共生に努める。

3. 品質・安全性

(1) 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し運用する。また製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制のみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

(2) 製品に含有する化学物質の管理

全ての製品に対して、製造/輸入/使用する国・地域の法令等で指定された化学物質を管理する。

(3) 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。

4. 安全衛生

(1) 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する。

(2) 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。特に妊娠中および授乳期間中の女性従業員への合理的な配慮を行う。

(3) 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、適切な対策を講じる。

(4) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

(5) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる。

5. 公正な取引

(1) 汚職・賄賂などの禁止

事業活動を行う国・地域において政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、賄賂や違法な政治献金を一切行わない。

(2) 公平・公正な購入先選定

購入先選定に際しては広く門戸を開き、製品の品質・価格・納期等の経済合理性のみならず、購入先のコンプライアンス体制や社会的責任への取り組み等を総合的に評価して適正に行うこととし、特定の購入先に対し合理的な理由がないにもかかわらず、有利な待遇を与える等、不公平・不公正な選定を行わない。

(3) 優越的地位の濫用の禁止

購入者や委託者といった優越的地位を乱用し、仕入先、委託先に不利益を与える行為を一切行わない。

(4) 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において、不適切な利益の供与や受領を一切行わない。

(5) 競争制限的行為の禁止

カルテルや入札談合といった公正・透明・自由な競争を阻害する行為を一切行わない。

(6) 知的財産の尊重

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の他者の知的財産権を侵害しない。

(7) 適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、国際合意や規則を調査し遵守する。また明確な管理体制の下、適切な輸出手続きを行う。

(8) 責任ある鉱物調達

紛争地域等で武装集団の資金源となっている、または人権侵害、環境破壊の助長や加担に関与している鉱物を使用せず、責任ある鉱物調達を実践する。

(9) 不正行為の予防・早期発見

従業員への教育、啓発を通じて不正行為の予防を行い、通報窓口を設置して不正行為の早期発見に対応する。

(10) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力・団体との関係を排除する。

6. 情報セキュリティ

(1) コンピューター・ネットワーク脅威に対する防御

コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する。

(2) 個人情報・機密情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報及び顧客・第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

7. BCP

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業継続計画（BCP）マニュアルを作成する。

8. サプライチェーンに対する姿勢

自社のみならず、取引先に対しても本ガイドラインに定める事項の遵守を依頼し、サプライチェーン全体を通して企業としての社会的責任を果たす。

以上